

# さらなる被害を防ぐために

二次被害とは、ハラスメントの被害者が被害を訴えたことによって、さらに精神的および実質的な被害を受けることです。被害の原因には、相談した相手の対応のまずさ、周囲の人の無理解、保身のための加害者の被害者への攻撃などがあります。ここでは、あなたの周囲でセクシュアル・ハラスメントの被害を訴える人があった時の注意点について書いておきます。

安易な  
発言をしない

**スキがあった、責任がある、  
あなたも悪い等、  
被害者の落ち度や責任を  
指摘しないでください**

性に関する意識や行動規範、経験は人によって異なります。あなたには気にならないことでも、被害者はそれで傷ついたのである。それを認めてあげてください。また、社会的な力関係の不均衡を背景とするセクシュアル・ハラスメントは、した人が悪いのであって、被害者に原因を求めるのは間違っています。加害者があなたの指導教員や友人であったりした場合は、その人を信じたい、かばいたいという気持ちも働くでしょうが、上のような発言によって、被害者をさらに傷つけてしまわないようにしてください。

プライバシー  
を守る

**問題となっている  
セクシュアル・ハラスメントに  
ついて、関係者以外の人に  
話をしないでください**

セクシュアル・ハラスメントの被害を訴えるのはとても勇気のいることです。性という極めて個人的な領域に関わることから、特に深刻な被害の場合、被害者はできれば人に知られたくないと思っているはずです。知る必要のない人には知らせないのが、被害者に対する思いやりです。



客観的な  
姿勢を保つ

**被害者には今までと  
同じ態度で接してください**

セクシュアル・ハラスメントの被害を訴えたからといって、被害者を特別扱いするのは、かえって職場や研究室やサークルなど被害を受けた場を被害者にとってづらい場所にしてしまうかもしれません。いつもと変わらない態度で接し、何かの機会にさりげなく気づかいを伝えるほうが親切かもしれません。

公正な  
姿勢を持つ

**被害を訴え出たことを  
責めないでください**

あなたの指導教員や先輩、上司がセクシュアル・ハラスメントの加害者となり、処分や措置の結果、指導を受けられなくなったとしたら、あなたにとっては不運なことです。でも「被害者が被害を訴え出なければこうはならなかったのに」と考えるのは間違いです。重い処分や措置があったのは、深刻なセクシュアル・ハラスメントがあったということです。あなたの尊敬する指導教員や先輩、上司がそうした行為を行ったのは残念なことですが、被害者を責めるのはお門違いです。

# 加害者になってしまったら

ハラスメントの加害者は、教職員や先輩に限られるものではありません。部下やクラスメート・後輩も加害者になる可能性があります。また、女性から男性への加害、男性から男性への加害、女性から女性への加害もあり得ます。ハラスメントの加害行為をしてしまったのでは…と気がかりな人も、相手にハラスメント行為だと訴えられた人も一人で悩まずに相談しましょう。

しっかりと  
考えよう!!

**セクシュアル・  
ハラスメントは  
被害者の感じ方  
によって成立します**

たとえあなたは冗談のつもりだったとしても、あなたの性的言動に相手が深く傷つき、悩む可能性はあります。特に、社会的に強い立場にある人は、自分の言動が自分より弱い立場にある人に大きな影響を及ぼすのだということを考慮しなくてはなりません。セクシュアル・ハラスメントの被害の訴えがあり、被害者が救済を求めた場合、ハラスメント問題委員会は事実関係の確認を行い、訴え通りの言動が加害者であったと認めた場合は、それをセクシュアル・ハラスメントと判断します。あなたの言動がセクシュアル・ハラスメントであったということになったら、それを認めてください。セクシュアル・ハラスメントは、あなたの意図によってではなく、被害者の感じ方によって成立するのです。

しっかりと  
考えよう!!

**被害者と直接、  
話をするとは  
避けてください**

ハラスメントの被害を受けた人は精神的に傷ついています。加害者と会ったり話したりするだけで、被害を受けた時の不快な気持ちや恐怖がよみがえり、状態が悪化することもあります。たとえ謝罪するつもりであったとしても、相談員を介さずに被害者と接触しようとするのは絶対にやめてください。言い訳をしたり、被害の訴えを取り消すように働きかけるなどは論外です。

しっかりと  
考えよう!!

**求められる  
予防措置と  
速やかな事後対応、  
ハラスメントは  
犯罪です**

ハラスメント問題委員会は加害者がハラスメントについて理解を深め、再び同じ間違いを犯さないように、加害者と話し合い、相談にのる用意があります。しかし、やってしまったことの責任はとらなくてはなりません。自分の権力を利用して他人の働く権利、学習・研究する権利を侵害することは犯罪です。ハラスメントの事実が明らかになった場合、ハラスメント問題委員会は、被害者の意向を尊重しつつ、調停の手続きをとります。被害の深刻度によっては、文部科学省の最近の処分事例(免職などの人事処分)や他大学での措置の例(指導教員の交代や授業担当を解くなど)を参考に、適当と考えられる処分・措置を研究科長・学部長に求めます。一日も早く被害者を救済できるように、このプロセスを必要以上に長引かせる行動は慎んでください。

処分  
事例



(大阪大学の事例とは限らない)

■大学教授

(2016年論旨解雇)

研究室で女子学生を個別指導中に、机の下でデジタルカメラを構え、スカートや脚を撮影した。

■大学教授

(2016年停職2か月)

ゼミの女子学生に2人で泊まりの合宿を行いたいという趣旨のメールを送ったり、自習時に学生の後ろに座り続けたりした。

■大学講師

(2016年懲戒免職)

女子学生1人の体を触ったり、キスをしたりなどわいせつな行為を2回した他、別の女子学生に対し、胸の大きさや性行為についてのわいせつな発言をした。

■大学附属病院医師

(2017年減給1日)

男性医師が当直室のベッドに入り込み、女性医師に体を寄せ付けキスをしようとするなどした。

■大学准教授

(2017年停職12か月)

自分の研究室で女子学生の肩などを触った。

■大学講師

(2017年停職3か月)

約8か月間、女性事務職員が事務室に一人でいる時に性的な発言を繰り返した。女性は恐怖感を覚え適応障害の診断を受けた。